

# 2026年度

## 第1回町田市交通安全推進協議会

日時：2026年4月3日（金）

午後3時～

場所：市庁舎3階 第一委員会室

### 次第

- 1 委嘱書伝達
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 報告
  - (1) 2025年 交通事故発生状況について（資料1, 2）
  - (2) 2025年度 交通安全事業の実施報告について（資料3）
  - (3) 2026年度 交通安全事業の実施予定について（資料4）
- 6 議題
  - 春の全国交通安全運動について（資料5～8）
- 7 その他
  - 今後の交通安全事業の進め方及び交通安全に係る会議体の見直しについて  
(資料9, 10)

#### <会議資料>

- 資料1 2025年 交通事故発生状況【町田警察署】
- 資料2 2025年 交通事故発生状況【南大沢警察署】
- 資料3 2025年度 交通安全事業の実施報告について
- 資料4 2026年度 交通安全事業の実施予定について
- 資料5 春の全国交通安全運動の実施内容について
- 資料6 町田市における春の全国交通安全運動に伴う活動について
- 資料7 町田交通安全協会における春の全国交通安全運動に伴う活動について
- 資料8 南大沢交通安全協会における春の全国交通安全運動に伴う活動について
- 資料9 今後の交通安全事業の進め方及び交通安全に係る会議体の見直しについて
- 資料10 交通安全に係る会議体の見直しについて

# 町田市交通安全推進協議会委員・幹事名簿

任期 2026年4月1日～2028年3月31日

## 委員

No.	役職名	氏名	選出団体名	備考
1		若林 章喜	町田市議会	
2		小野 りゅうじ	町田市議会	
3		熊谷 充弘	警視庁町田警察署 交通課	
4		新井 和典	警視庁南大沢警察署 交通課	
5		渡部 良子	町田交通安全協会	
6		上栗 清信	南大沢交通安全協会	
7		山下 邦洋	東京都南多摩東部建設事務所 管理課	
8		林 忠司	町田商工会議所	
9		関口 昌也	町田市商店会連合会	
10		一戸 雅行	町田市町内会・自治会連合会	
11		関口 英男	町田市老人クラブ連合会	
12		宮島 牧人	町田市私立幼稚園協会	
13		湯目 崇史	町田市法人立保育園協会	
14		小澤 新也	町田市公立小学校長会	
15		未選出	町田市公立中学校長会	
16		未選出	町田市立中学校PTA連合会	
17		笹間 貴徳	神奈川中央交通株式会社 町田営業所	
18		伊藤 繁	小田急バス株式会社 新百合ヶ丘営業所	
19		山崎 龍男	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 三多摩支部 町田地区会	

(2026年4月1日時点)

## 幹事

氏名	所属
大貫 一夫	防災安全部長
小宮 寛幸	防災安全部市民生活安全課長
市川 将志	道路部道路政策課長
佐藤 和喜	道路部道路管理課長
仲村 茂	都市づくり部交通事業推進課長
池澤 竜臣	教育委員会学校教育部学務課長

## 事務局

防災安全部市民生活安全課

# 2025年 交通事故発生状況



町田警察署 交通課

# 町田警察署管内 交通事故発生状況

表1 交通人身事故発生件数

	発生件数	死者	重傷者	軽傷者
2025年	753	7	34	813
2024年	850	1	34	913
前年比	-97	6	0	-100

表2 月別発生件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2025年	71	53	56	58	55	50	70	65	60	64	73	78	753
2024年	60	67	65	65	78	74	72	69	63	82	76	79	850
前年比	11	-14	-9	-7	-23	-24	-2	-4	-3	-18	-3	-1	-97
死者	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	2	7
重傷者	6	4	3	4	4	4	3	1	3	0	1	1	34
軽傷者	69	54	58	60	56	49	90	79	62	71	82	83	813

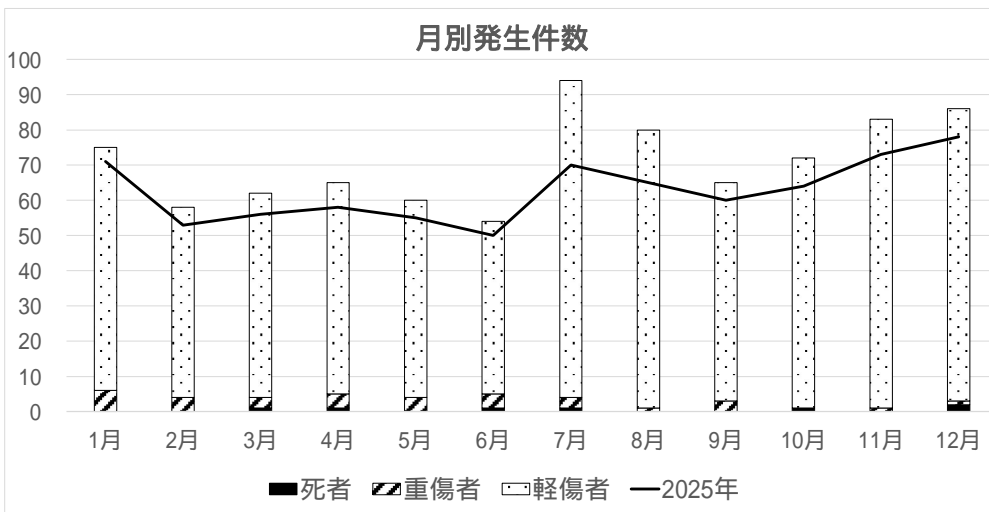


表3 曜日別発生件数

時間帯	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	計
発生件数	116	103	121	121	113	97	82	753
死者	2	0	0	1	2	1	1	7
重傷者	4	4	5	6	9	4	2	34
軽傷者	130	110	132	131	108	105	97	813

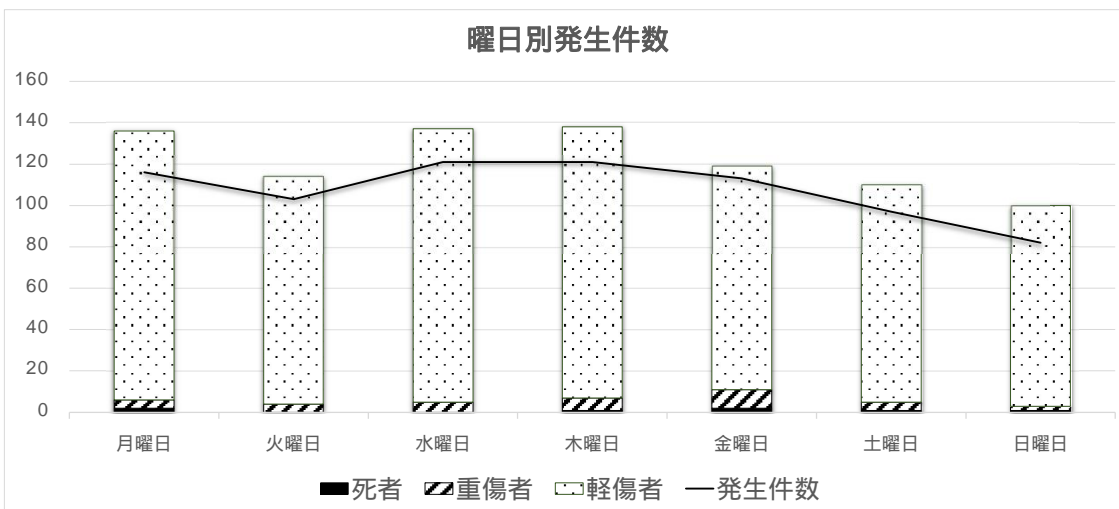


表4 時間帯別発生件数

時間帯	0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24	計
発生件数	13	12	16	79	129	81	82	80	99	89	46	27	753
死者	0	1	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0	7
重傷者	0	1	2	2	5	3	1	4	3	7	4	2	34
軽傷者	14	10	15	83	154	86	95	79	106	92	49	30	813

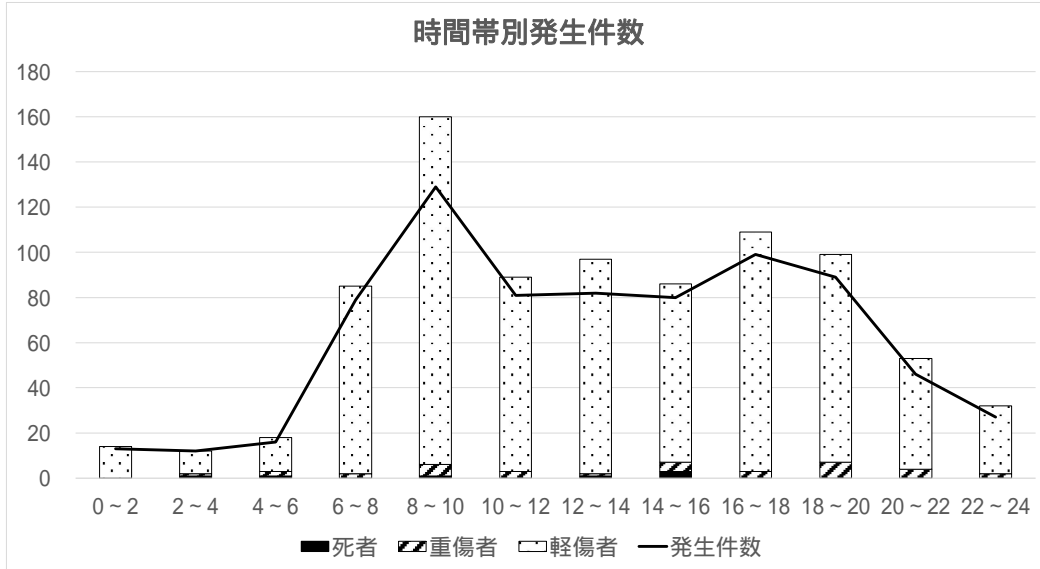


表5 年齢層別発生件数

	幼稚園	小学生	中学生	16~19	20~24	25~29	30代	40代	50代	60~64	65~69	70~74	75~79	80~	その他	計	
2025.4管内人口	17,170	19,049	10,175	14,734	20,932	19,811	38,192	49,967	63,878	24,047	20,168	21,254	24,218	41,618		385,213	
事故割合	0.01%	0.14%	0.16%	0.62%	0.54%	0.43%	0.42%	0.48%	0.48%	0.45%	0.35%	0.35%	0.29%	0.15%		0.39%	
事故件数	1当件数	1	7	5	45	56	37	73	121	156	70	43	48	47	33	11	753
	2当件数	1	19	11	46	58	48	86	117	149	38	28	26	23	31	72	753
	1.2当合計	2	26	16	91	114	85	159	238	305	108	71	74	70	64	83	1,506
死傷者数	死者	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	4	0	7
	重傷者	0	2	0	2	5	3	0	4	7	1	2	1	4	3	0	34
	軽傷者	6	25	19	66	75	57	99	126	158	43	31	30	29	49	0	813
	計	6	27	19	68	80	60	100	131	165	44	33	32	33	56	0	854

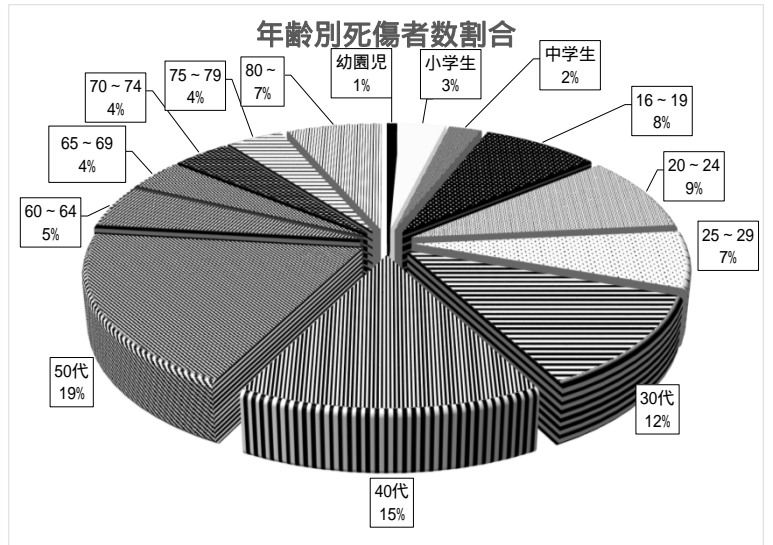
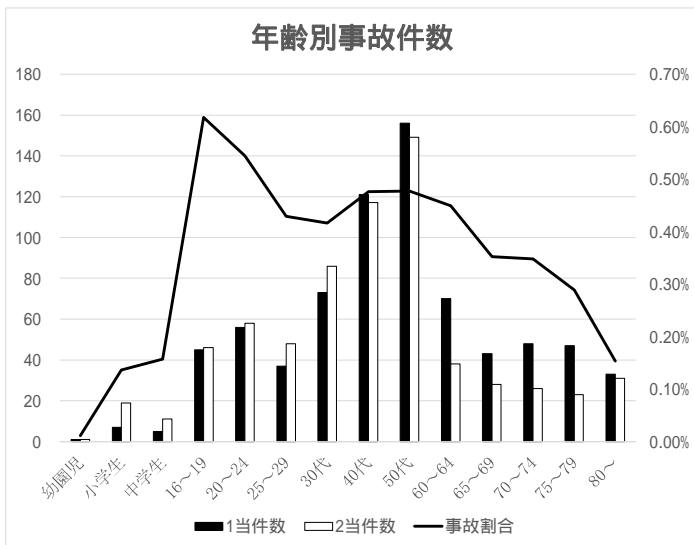


表6 状態別発生件数

		乗用車	貨物車	特殊車	自動二輪	原付	自転車	歩行者	その他	物件等	計
事故 件数	1当件数	472	117	0	31	29	89	4	11	0	753
	2当件数	182	36	0	81	59	163	160	0	72	753
	1.2当合計	654	153	0	112	88	252	164	11	72	1,506
死傷 者数	死者	2	0	0	0	0	0	5	0	0	7
	重傷者	2	1	0	9	5	6	11	0	0	34
	軽傷者	257	39	0	87	68	213	149	0	0	813
	計	261	40	0	96	73	219	165	0	0	854

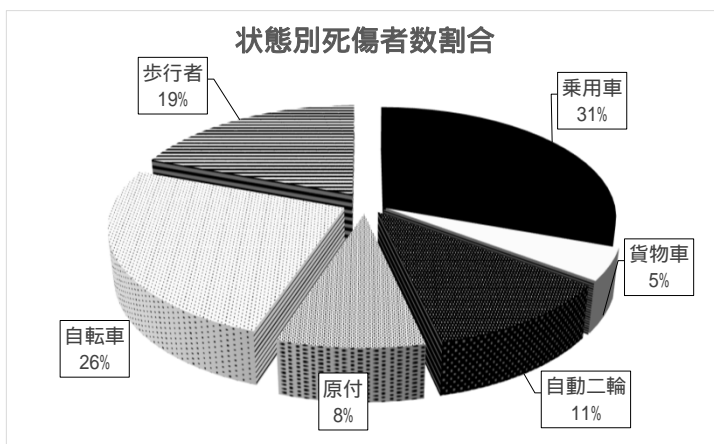
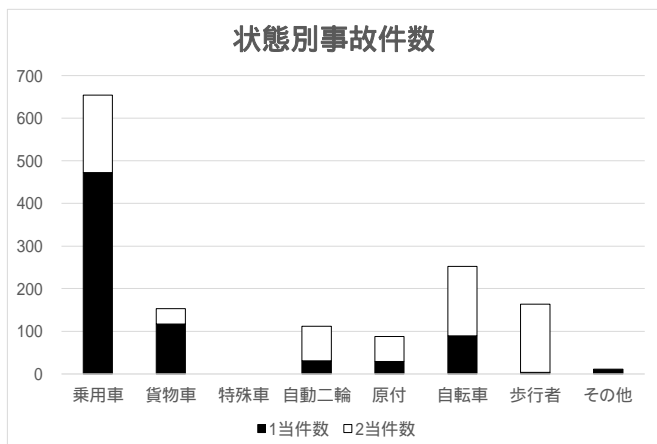
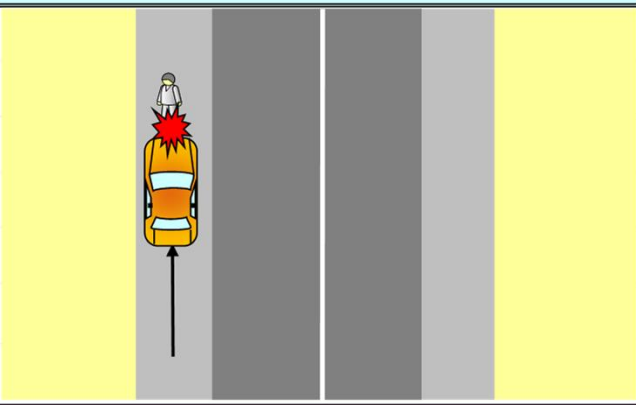


表7 路線別発生件数

路線名	件数	死者	重傷者	軽傷者
国道16号	20	0	0	27
国道246号	8	0	0	8
町田街道	94	1	3	101
鎌倉街道	34	0	1	39
鶴川街道	61	1	3	64
芝溝街道	28	3	2	28
成瀬街道	9	0	0	10
旧町田街道	5	0	0	11
町田駅前通り	29	0	5	33
団地いちよう通り	15	0	1	14

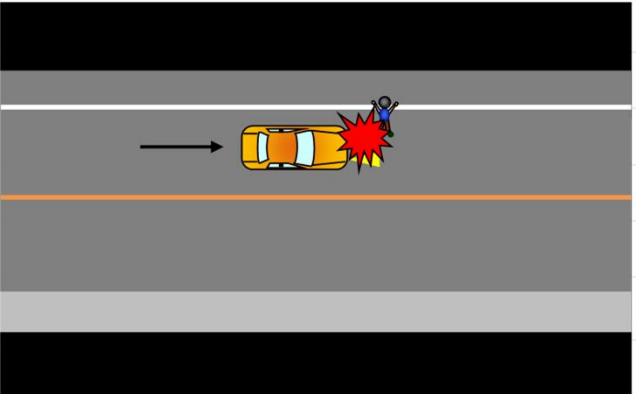
## 交通死亡事故概要

普通乗用車と歩行者の衝突事故		
発 生 日	2025年3月31日(月)	
発 生 時 間	午後3時41分ころ ☁	
場 所	町田市金井8丁目	
路 線	鶴川街道	
事故の当事者		
歩行者	70歳代女性	死 亡
普通乗用車	70歳代男性	



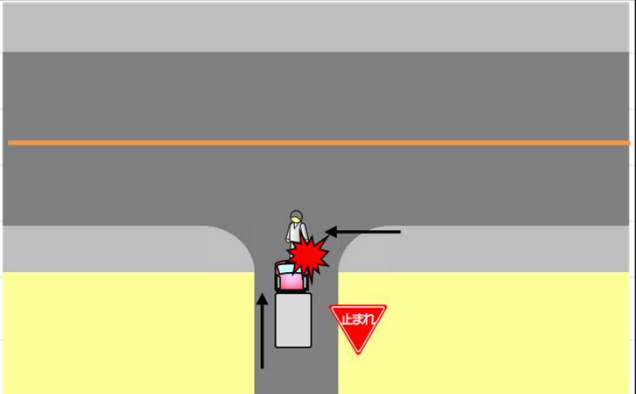
※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。  
 ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものとは一部異なる場合があります。  
 ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。

普通乗用車と歩行者の衝突事故		
発 生 日	2025年4月6日(日)	
発 生 時 間	午前4時16分ころ ★	
場 所	町田市野津田町	
路 線	芝溝街道	
事故の当事者		
歩行者	30歳代男性	死 亡
普通乗用車	60歳代男性	



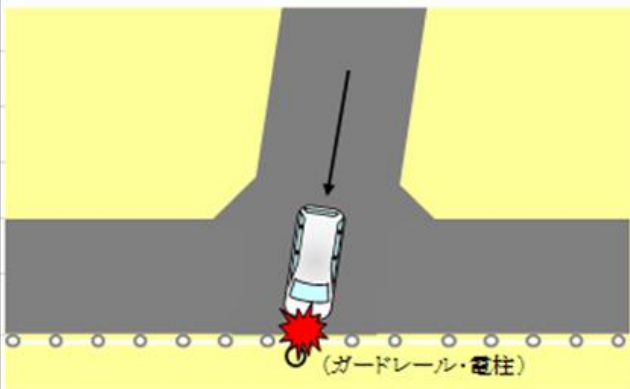
※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。  
 ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものとは一部異なる場合があります。  
 ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。

軽貨物車と歩行者の衝突事故		
発 生 日	2025年6月6日(金)	
発 生 時 間	午後0時20分 ☀	
場 所	町田市大蔵町	
路 線	芝溝街道	
事故の当事者		
歩行者	80歳代女性	死 亡
軽貨物車	60歳代男性	

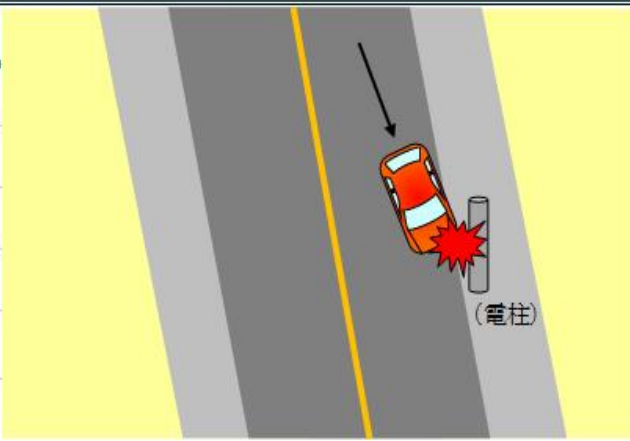



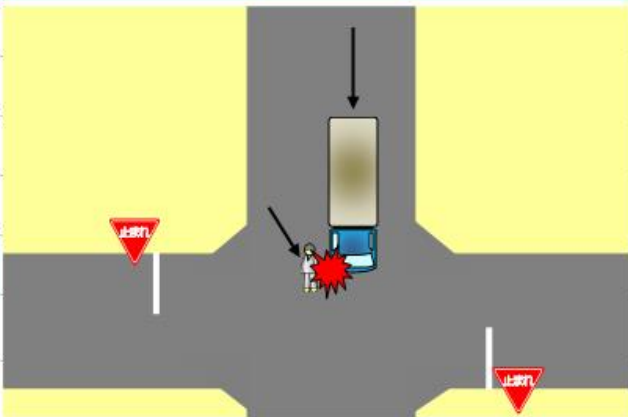
※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。  
 ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものとは一部異なる場合があります。  
 ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。


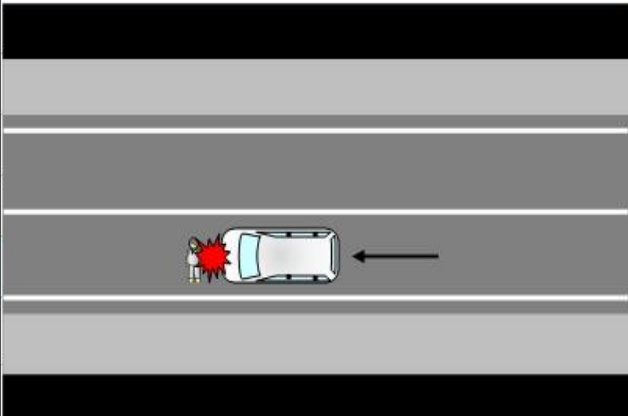
普通乗用車の単独事故		
発 生 日	2025年7月14日(月)	
発 生 時 間	午前9時38分	☁
場 所	町田市図師町	
路 線	市道	
事故の当事者		
普通乗用車(同乗)	80歳代男性	死 亡
普通乗用車	70歳代女性	
ガードレール		
電柱		
普通乗用車(同乗)	90歳代女性	
普通乗用車(同乗)	90歳代女性	
普通乗用車(同乗)	80歳代女性	
普通乗用車(同乗)	80歳代女性	
普通乗用車(同乗)	80歳代女性	
普通乗用車(同乗)	80歳代女性	
普通乗用車(同乗)	80歳代女性	
普通乗用車(同乗)	30歳代女性	
<p>※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。            ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものと一部異なる場合があります。            ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。</p>		



軽乗用車の単独事故		
発 生 日	2025年10月16日(木)	
発 生 時 間	午後3時46分ころ	☁
場 所	町田市大蔵町	
路 線	芝溝街道	
事故の当事者		
軽乗用車	80歳代男性	死 亡
電柱		
<p>※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。            ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものと一部異なる場合があります。            ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。</p>		



普通貨物車と歩行者の衝突事故		
発生日	2025年12月12日(金)	
発生時間	午後2時31分ころ 	
場所	町田市成瀬が丘2丁目	
路線	市道	
事故の当事者		
歩行者	80歳代女性	死亡
普通貨物車	50歳代男性	
		
<p>※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。          ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものと一部異なる場合があります。          ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。</p>		

普通乗用車と歩行者の衝突事故		
発生日	2025年12月13日(土)	
発生時間	午前3時45分ころ 	
場所	町田市旭町2丁目	
路線	町田街道	
事故の当事者		
歩行者	40歳代男性	死亡
普通乗用車	40歳代男性	
		
<p>※事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。          ※事故の状況をわかりやすくするため、道路形状は実際のものと一部異なる場合があります。          ※全ての交通規制や信号等を表示しているものではありません。</p>		

# 2025年

# 交通事故発生状況



## 南大沢警察署 交通課

# 南大沢警察署管内 交通事故発生状況

表1 交通人身事故発生件数(南大沢署管内全体)

	発生件数	死者	重傷者	軽傷者
2025年	546	2	16	600
2024年	473	1	19	514
前年比	73	1	-3	86

表2 交通人身事故行政区別発生状況(件数)

行政区	町田市	八王子市	計
人身事故件数	126	420	546

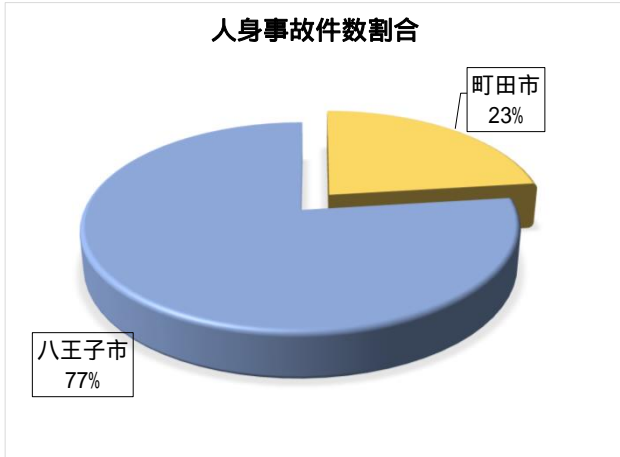


表3 月別発生件数(町田市域内)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2025年	7	10	10	8	8	7	13	12	11	14	9	17	126
2024年	10	10	5	9	7	8	10	5	7	5	15	20	111
前年比	-3	0	5	-1	1	-1	3	7	4	9	-6	-3	15
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重傷者	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
軽傷者	6	10	11	12	8	8	14	14	10	14	8	17	132

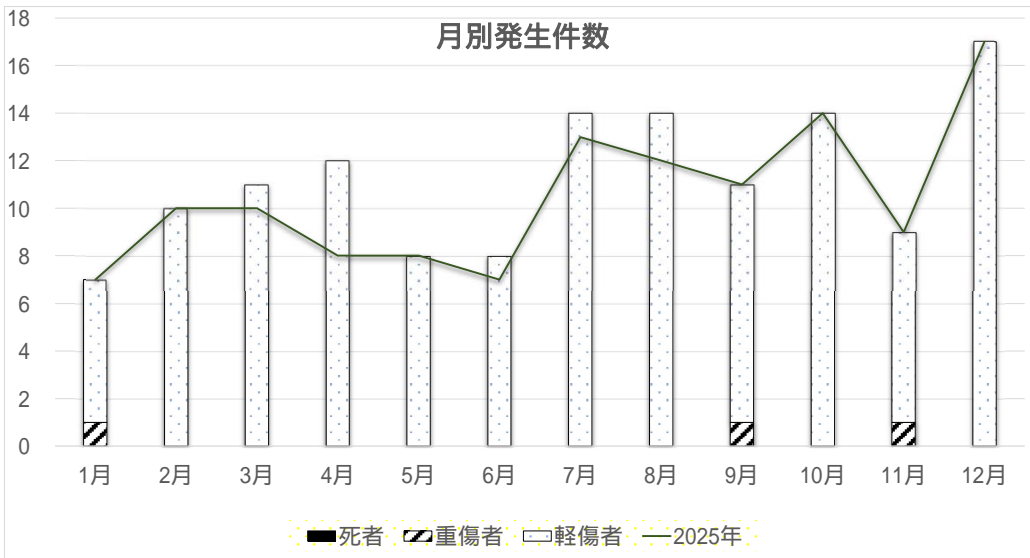


表4 曜日別発生件数 (町田市域内)

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	計
発生件数	18	22	17	15	22	17	15	126
死者	0	0	0	0	0	0	0	0
重傷者	1	1	1	0	0	0	0	3
軽傷者	17	24	17	15	23	20	16	132

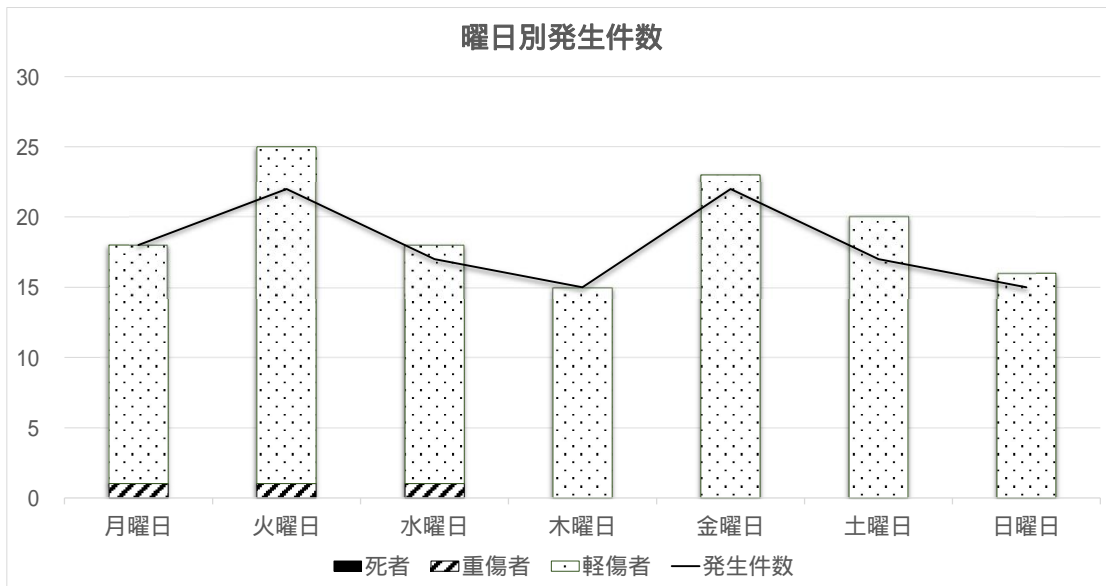


表5 時間帯別発生件数 (町田市域内)

時間帯	0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24	計
発生件数	1	1	4	10	13	16	11	23	20	18	7	2	126
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重傷者	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
軽傷者	1	1	4	9	13	18	11	26	21	18	8	2	132

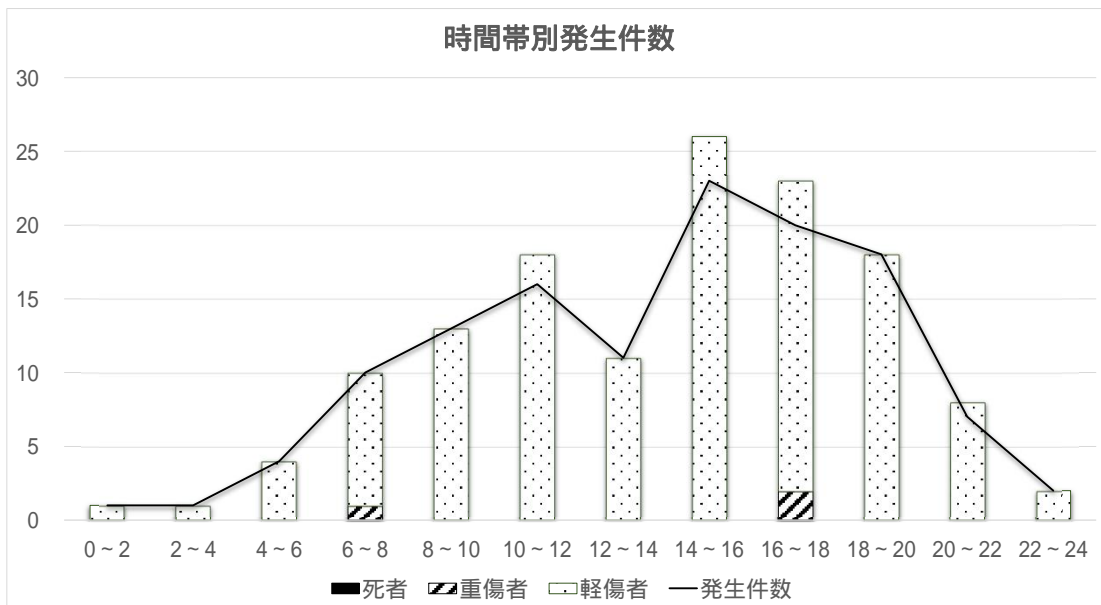


表6 年齢層別発生件数（町田市域内）

	幼児児	小学生	中学生	16～19	20～24	25～29	30代	40代	50代	60～64	65～69	70～74	75～79	80～	その他	計	
2025.4管内人口	2,286	2,272	1,635	2,377	2,794	1,130	4,449	7,107	7,983	2,515	2,103	2,260	2,406	3,623		44,940	
事故割合	0.00%	0.31%	0.12%	0.76%	0.82%	0.97%	0.67%	0.51%	0.65%	0.36%	0.81%	0.62%	0.21%	0.30%		0.56%	
事故件数	1当件数	0	2	1	11	9	5	15	21	29	3	11	7	4	8	0	126
	2当件数	0	5	1	7	14	6	15	15	23	6	6	7	1	3	17	126
	1.2当合計	0	7	2	18	23	11	30	36	52	9	17	14	5	11	17	252
死傷者数	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重傷者	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	軽傷者	1	8	1	14	18	7	16	18	23	6	7	8	1	4	0	132
	計	1	8	1	14	19	7	17	18	24	6	7	8	1	4	0	135

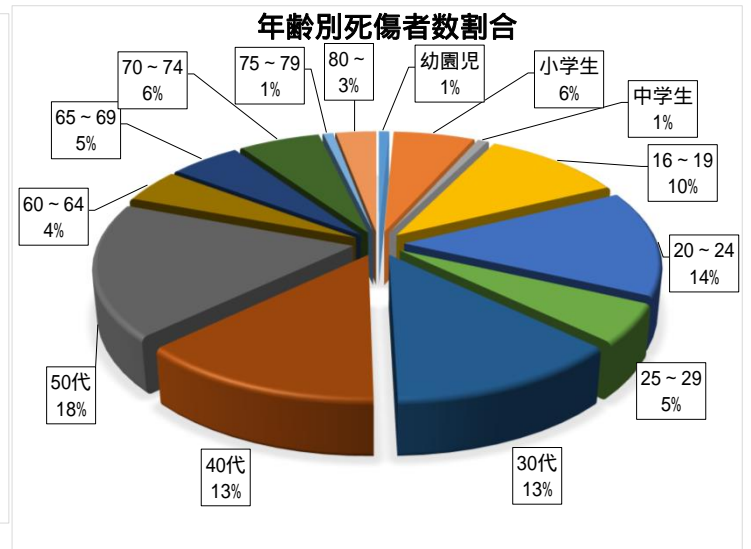
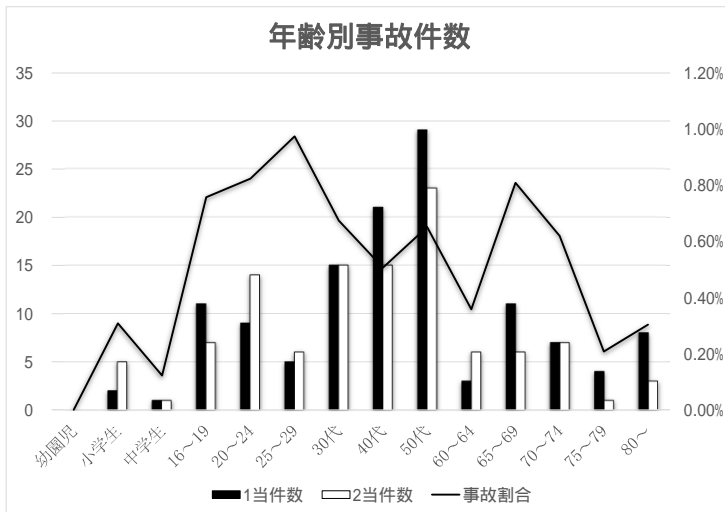


表7 状態別発生件数（町田市域内）

	乗用車	貨物車	特殊車	自動二輪	原付	自転車	歩行者	その他	物件等	計
事故件数	73	18	0	9	6	20	0	0	0	126
1当件数	35	5	0	11	8	23	27	0	17	126
2当件数	38	13	0	-2	-2	-3	-27	0	0	126
1.2当合計	108	23	0	20	14	43	27	0	17	252
死傷者数	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重傷者	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	軽傷者	36	3	0	14	13	41	25	0	132
	計	37	3	0	15	13	41	26	0	135

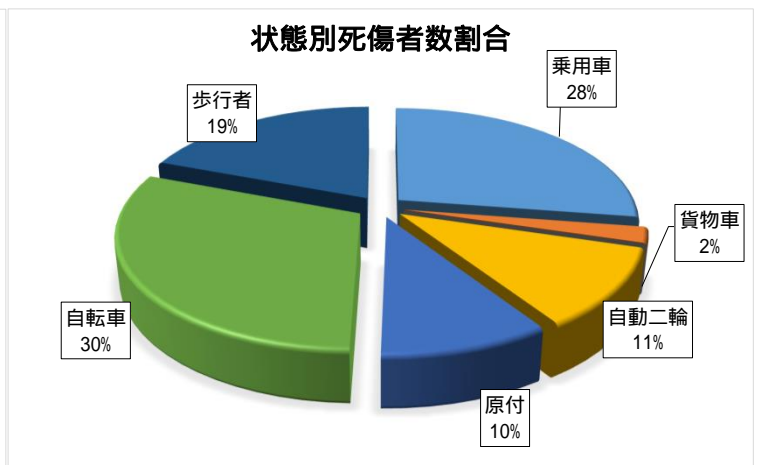
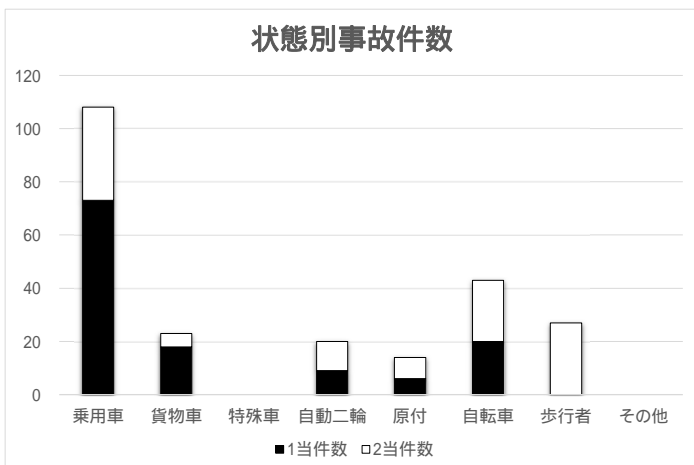


表8 路線別発生件数（町田市域内）

路線名	件数	死者	重傷者	軽傷者
町田街道	51	0	0	58
多摩境通り	19	0	1	20
国道16号(バイパス含む)	7	0	1	6
多摩ニュータウン通り	9	0	1	8
尾根幹線道路	2	0	0	2

## 2025年度 交通安全事業の実施報告について

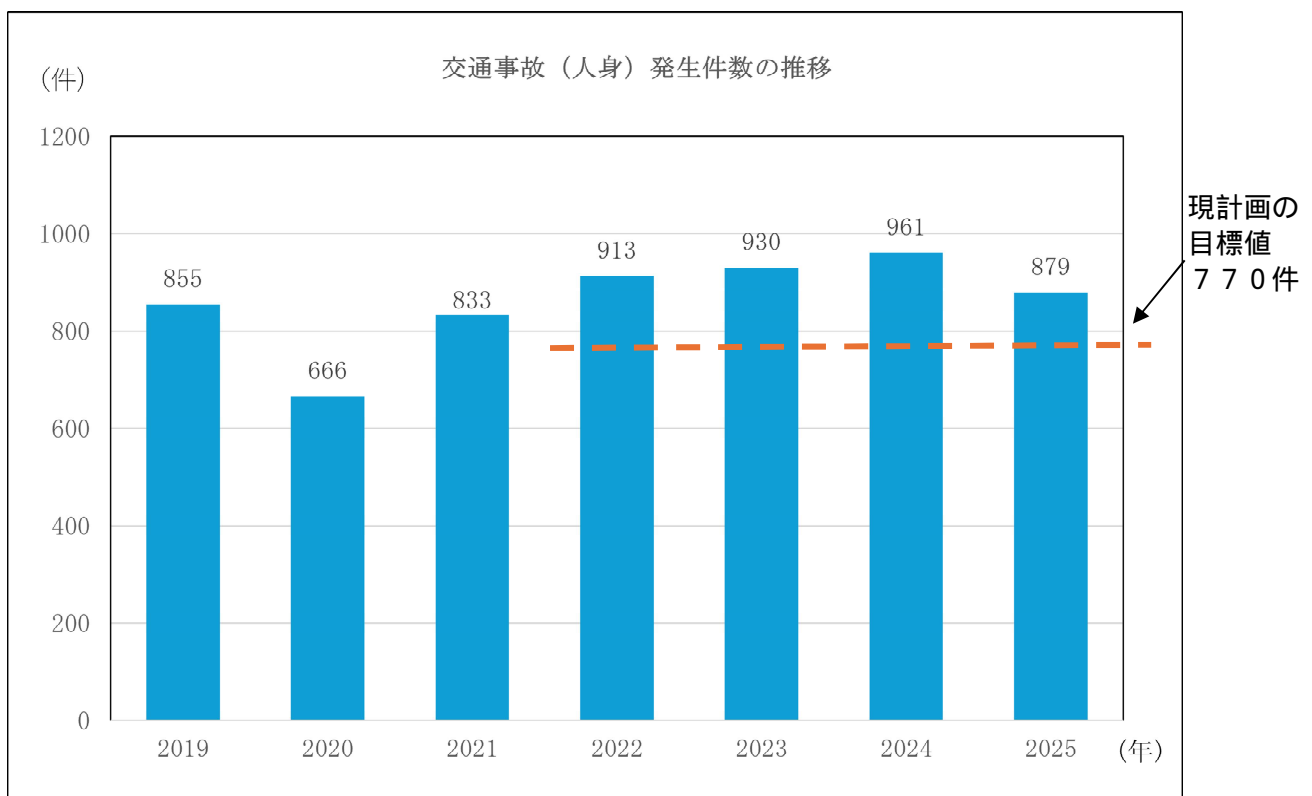
### 1 第3次町田市交通安全行動計画の推進

交通事故の更なる減少を目指すため、2022年度から2026年度にかけての「第3次町田市交通安全行動計画」を推進しています。

この計画では、2026年の交通事故（人身事故）件数を2019年比10%減（770件）とすることを目標の目安に設定しています。2025年の事故件数は879件で、2024年の961件と比較すると82件減少しているものの、2019年比では約2.8%増でした。

引き続き、本計画に基づき交通安全に関する情報発信を強化するとともに、交通安全学習を充実させるなどして、目標値達成を目指します。また、計画の進捗確認は、「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」において実施しており、2025年度は「自転車の若年層」に注力をして情報発信や啓発を行うこととしていました。

その結果、2025年における自転車事故は2024年と比較し、小学生は13件（約42%）減少、中学生は1件（約7%）増加、16歳から19歳までは15件（約19%）減少となりました。



## 2 「情報発信の強化」に関する主な取組

(1) 春及び秋の全国交通安全運動、T O K Y O交通安全キャンペーン等の各種キャンペーンの実施に際し、広報まちだや市ホームページ等で周知を図ったほか、啓発ポスターやチラシを市所管施設や市立小学校・中学校へ配布しました。

(2) 町田駅周辺や大型商業施設、子どもセンターなど、様々な場所やイベントで交通安全啓発を行いました。また、市のホームページで交通安全動画を公開し、ヘルメットの重要性や交通ルールについて情報発信を行いました。これらの取組により約1万8,000名に啓発することができました。

(3) 保険会社にご協力をいただき、ながらスマホや傘さし運転などの自転車の危険運転をVRにより疑似体験できるブースを設け、若年層から高齢者まで幅広い年齢層の方に体験してもらう取組を実施しました。



(4) 町田警察署と協働して、市庁舎において体験型交通安全イベントを開催しました。歩行者シミュレータや飲酒状態疑似体験、俊敏性測定ゲームなどの体験を通して、楽しみながら交通安全について学べる場を作りました。

(5) 都立高校にご協力いただき、自転車で通学する生徒への啓発活動や、市が子どもセンターで行う交通安全啓発活動に、夏休みの体験活動として生徒に参加していただくことで、生徒自身の交通安全意識を高める取組を実施しました。



## 3 「交通安全学習の充実」に関する主な取組

### (1) 小学校自転車教室

市立小学校40校の3年生を対象に、自転車の交通ルールとマナー及び、正しく安全な乗り方について学ぶ自転車教室を実施しました。

## (2) 中学校自転車教室

市立中学校7校の生徒約3,700名を対象に、スタントマンによる交通事故再現を通じて、交通事故の恐さを疑似体験させ、交通安全意識を高める、体験型の自転車教室(スケアード・ストリート)を実施しました。また、東京都が作成した交通安全学習アプリ「輪トレ」や、自転車損害賠償保険加入義務、自転車用ヘルメット着用に関する自転車安全利用啓発チラシを作成し、配付しました。



## (3) シニアドライバー等安全運転実技教室

町田ドライビングスクールにおいて、65歳以上の高齢者を対象に、交通安全講話や、実車によるコース走行、運転適性検査などを行う教室を7回実施し、111名の方に参加していただきました。

また、福祉施設等で送迎を行っている方を対象とした、安全運転実技教室も行い、23名の方に参加していただきました。

## 4 「交通事故件数2019年比10%削減」に向けた、その他の主な取組等

### (1) 交通安全ミーティング

交通安全に関する疑問等を気軽に聞くことができる「交通安全ミーティング」を計6回、135名に対して実施しました。交通安全に関する素朴な疑問から、よく見かける交通違反などのご意見まで、幅広く聴くことができました。

疑問については解決することで、意見についてはその後の啓発活動に取り入れることで、より「自分ごと」として捉えることができる交通安全啓発につなげることができました。

### (2) 既存の交通安全デジタルツールの活用

自転車のルールなどをまとめた市のホームページに、「自転車の交通ルールをもっと楽しく!もっと詳しく!」という項目を新たに設け、東京都が作成した、自転車のルール・マナーを学べる体験型学習アプリ「輪トレ」や自転車の違反行為の動画、自転車の交通安全について楽しく学べる教材などがまとめられた警察庁の「自転車交通安

全ポータルサイト」などを紹介し、自宅でも気軽に交通安全学習ができるようにしました。

## 5 「道路の維持、管理」に関する主な取組

市内各地において、カーブミラーや通学路グリーン舗装等の交通安全施設の新設、街路樹の剪定・伐採、街路灯の補修など約1,800件実施しました。

## 6 「安全を確保する点検の実施」に関する主な取組

市立小学校19校で通学路点検を実施しました。また、2028年度新校舎移転予定校2校（本町田ひなた小学校及び成瀬小学校）の通学路候補の安全点検を実施しました。

## 7 「道路の整備」に関する主な取組

### (1) 幹線道路等の整備

都計道3・4・41号線（多摩ニュータウン入口先）（50m）、町田623号線（町田消防署先）電線共同溝及び道路改良工事（270m）、忠生630号線（上小山田町山中集会所先）道路改良工事（120m）、忠生732号線（尾根緑道）（1,100m）の整備を行いました。

### (2) 自転車通行空間の整備

尾根緑道の道路改良に合わせて自転車通行空間の整備を行いました。

## 2026年度 交通安全事業の実施予定について

例年、町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会において、直近の市内の交通事故状況等を踏まえて、次年度注力して啓発等を行う交通手段、対象者を確認しています。

2026年度については、「自転車の交通安全（全世代）」に注力をして情報発信や啓発を行うこととなりました。

なお、主な事業の実施予定については、以下のとおりです。

### 1 情報発信の強化

交通手段によって交通安全に係る情報の受け取り方が異なることを踏まえ、交通手段別に情報発信の強化を図ります。また、多くの人に伝わるように、市内で活動する団体にも情報発信の協力を呼びかけます。

#### (1) 歩行者に対する情報発信の強化

歩行者に対して、自らの身を守るために必要な交通ルールやマナーを改めて確認することができるよう、交通事故の傾向や具体的な事例を交えるなど、情報発信を強化していきます。

#### (2) 自転車利用者に対する情報発信の強化

4月1日から自転車にも交通反則通告制度（青切符）が導入されたことを踏まえ、自転車利用者に対して、警察署や交通安全協会等関係団体と連携しながら情報発信を強化していきます。また、自転車シミュレータや、自転車の危険運転を疑似体験できるVRなどを活用し、より「自分ごと」として自転車の正しい乗り方やルールを確認いただけるよう伝え方を工夫していきます。さらに、若年層への取組として、市内の都立高校にご協力いただき、ながら運転の禁止やヘルメットの着用促進、一時停止の厳守など、自転車利用のルールに関する啓発活動を行っていきます。

### (3) 二輪車・自動車等利用者に対する情報発信の強化

二輪車や自動車の利用者に対して、交通事故を起こさないために、交通安全について考える機会を設けるなど、情報発信を強化していきます。

## 2 交通安全学習の充実

経験や認知・身体機能の観点から、年齢層にあわせて学習内容を変えるなど、世代別に交通安全学習の充実を図ります。

### (1) 子どもに対する学習内容の充実

子どもが体験を通して、楽しみながら危険を予測する力を身に付けることができるよう、学校等と連携して学習内容を充実させていきます。

### (2) 若年層や現役世代に対する学習機会の充実

若年層や現役世代が、様々な機会を通して、継続的に危険予測について学ぶことができるよう、地域団体等と連携して学習機会を充実させていきます。

若年層に対しては、市が子どもセンターで行う交通安全啓発活動に、夏休みの体験活動として生徒に参加していただくなど、生徒自身の交通安全意識を高める取組を実施します。

現役世代に対しては、福祉施設等で送迎を行っている方を対象とした安全運転実技教室や、二輪車安全運転実技教室を実施し、ご自身の運転を振り返り、安全運転意識の向上につなげる機会を作ります。

### (3) 高齢者に対する学習環境の充実

高齢者が、自身の状態を把握しながら、危険予測について学ぶことができるよう、高齢者福祉団体等と連携して学習環境を充実させていきます。

シニアドライバー安全運転実技教室を実施し、高齢者にご自身の運転を振り返る機会を作ります。

### 3 道路の維持、管理

交通安全施設の設置や修繕、道路の管理を適切に行うことで、市民が安全に利用できる道路環境を保ちます。

### 4 安全を確保する点検の実施

安全を確保するため、関係者が連携して、交通事故発生個所や通学路等の点検を行い、必要な対策を行うことで、事故の未然防止と再発防止を進めていきます。

### 5 道路の整備

幹線道路や自転車通行空間などを安全な構造で整備を行うことで、市民が安全に利用できる道路環境を整えます。

## 春の全国交通安全運動の実施内容について

### 1 目的

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 期間

2026年4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間

### 3 推進要領

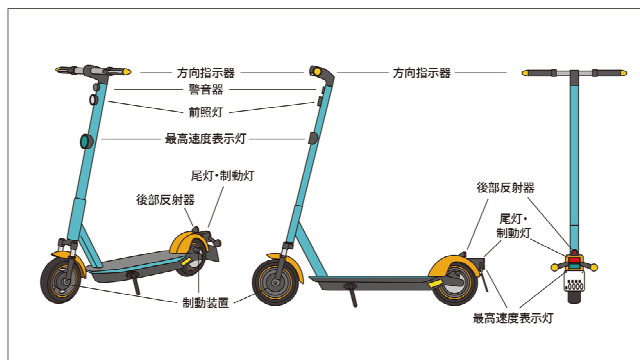
#### 【 運動の全国重点 】

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車 の交通ルールの理解・遵守の徹底

#### 【 運動の地域重点(東京都) 】

- (4) 二輪車の交通事故防止

特定小型原動機付自転車：電動機の定格出力が0.6kW以下であって、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のもの。いわゆる電動キックボード等。



電動キックボード

出典：政府広報オンライン「電動キックボードに関する交通ルールを確認しよう！」

## 町田市における 春の全国交通安全運動に伴う活動について

### 1 広報活動

- (1) 広報まちだ及び町田市ホームページによる情報発信。  
 (2) 市内9箇所の歩道橋に「全国交通安全運動実施中」の横断幕を掲示。

No.	掲示場所	No.	掲示場所
1	原町田歩道橋		今井谷戸歩道橋
2	新金森歩道橋	6	鶴川センター前横断歩道橋
3	鶴間横断歩道橋	7	忠生小学校前歩道橋
4	町田第四小学校前歩道橋	8	矢部歩道橋
5	木曽歩道橋	9	小山小学校前歩道橋

例年掲示している今井谷戸歩道橋は塗装工事中のため、今回は対象外

- (3) 市庁舎に「全国交通安全運動実施中」の懸垂幕を掲示。  
 (4) 庁用車に「全国交通安全運動実施中」の交通安全啓発ボディパネルを掲示。  
 (5) 青色回転灯を装備した車両で、音声による広報及びパトロール活動を実施。  
 (6) 東急リバブル株式会社と協働し、町田駅近隣店舗のスクリーンで交通事故防止のための注意喚起スライドを上映。

### 2 啓発活動

警察署や交通安全協会等と協働し、主に、以下の場所で啓発活動を実施。

- ・ 3月21日(土) ぽっぽ町田、原町田大通り(交通安全トークショー・パレード)
- ・ 4月 5日(日) 南大沢駅前(交通安全教室等のイベント)
- ・ 4月 7日(火) 町田駅(神奈川中央交通との協働)
- ・ 4月11日(土) 町田薬師池公園四季彩の杜西園(反射材作成ワークショップ等)
- ・ 4月14日(火) 市立本町田ひなた小学校(新一年生の横断歩行訓練)

## 町田交通安全協会における 春の全国交通安全運動に伴う活動について

- 1 期間中、主要交差点7か所に交通監視テントを張り、交通安全協会の制服を着用しての街頭活動を実施します。交通監視テント直近においては、交通安全協会幹部、警察署幹部によるチラシ配付等の短時間キャンペーンも実施します。

	設置箇所	交通安全協会担当支部
1	原町田5丁目交差点(町田街道)	第1支部
2	町谷原交差点(町田街道)	南第1支部
3	成瀬センター前交差点(成瀬街道)	南第2支部
4	熊野神社前交差点(成瀬街道)	南第3支部
5	旭町交差点(町田街道)	第3支部
6	真光寺十字路交差点(鶴川街道)	鶴川第1支部
7	鶴川市民センター前交差点(芝溝街道)	鶴川第2支部

- 2 広報車による「交通安全広報」を実施します。毎日、午前と午後の2回、2台の車両を運行して行います。また、4月11日(土)は、交通少年団による広報車を使用した「交通安全広報」を実施します。
- 3 3月21日(土)原町田大通りにて、町田交通安全協会、町田警察署、町田市役所の合同で、春の全国交通安全運動に向けてのパレード「町田チャレンジ・アンダーワン交通安全イベント」を実施しました。一日署長としてタレントの鈴木亜美さんを招き、各団体と共に交通安全イベントとパレードを実施しました。
- 4 4月11日(土)町田薬師池公園四季彩の社西園にて、交通少年団、町田警察署、町田市役所の合同で「春の全国交通安全運動に伴う交通事故防止キャンペーン」を実施予定。交通少年団による車両広報活動や、自転車ルールの呼びかけ等、交通安全キャンペーンを行います。
- 5 4月14日(火)本町田ひなた小学校にて、町田交通安全協会、町田警察署合同による新入学児童を対象とした歩行訓練を実施予定。



## 今後の交通安全事業の進め方及び交通安全に係る会議体の見直しについて

町田市の交通安全事業については、「第3次町田市交通安全行動計画（2022年度～2026年度）」に基づき実施しています。

この度、本計画の実行期間中の2023年6月16日に施行された法改正に伴い、本計画終了後の2027年度から市の交通安全事業の進め方及び交通安全に係る会議体の見直しを行います。

### 1 今後の交通安全事業の進め方について

2027年度以降は、「町田市交通安全行動計画」を作成せずに、「東京都交通安全計画」及び「町田市都市づくりのマスタープラン」を踏まえて、年度ごとに取組事項を作成し、交通安全事業を推進します。

#### 【見直しの理由】

- ・市町村交通安全計画の作成が「努力義務」から「できる」規定に改正された（2023年6月）
- ・国の「交通安全基本計画」や、東京都の「東京都交通安全計画」を踏まえて市の交通安全事業を実施することが可能
- ・町田市には、交通安全の分野も内容に含まれる「町田市都市づくりのマスタープラン」があり、町田市交通安全行動計画と取組事項が重複している部分がある

### 2 交通安全に係る会議体の見直しについて

現在、交通安全に係る会議体は、「町田市交通安全推進協議会」（以下「本協議会」という。）と、町田市交通安全行動計画の進捗確認を行っている「町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会」（以下「計画委員会」という。）の2つがあります。

「町田市交通安全行動計画」は作成しないことから、計画委員会は2026年度をもって廃止します。あわせて、本協議会の役割や構成員等を見直すため、本協議会を2026年度をもって廃止するとともに、計画委員会が担っていた役割を担う会議体として、2027年度に有識者や交通安全関係者等を構成員とした「（仮称）町田市交通安全委員会」を設置します。

2027年度以降の交通安全事業の推進にあたっては、「（仮称）町田市交通安全委員会」（年1回、5月頃実施予定）において、計画委員会が担っていた進捗確認を行っていただくとともに、当該年度の実施事項についてご意見をいただきます。「第3次町田市交通安全行動計画（2022年度～2026年度）」の5年間の総括は、「（仮称）町田市交通安全委員会」においてご報告します。

なお、本協議会の委員の委嘱期間は2028年3月31日までとなっておりますが、2026年度に予定している、本協議会設置根拠である条例の廃止をもって、任期は2027年3月31日までとなる予定です。また、今後の交通安全事業の進め方及び交通安全に係る会議体の見直しについては、2026年2月25日に開催した計画委員会においても、同内容を説明済みです。

～2026年度

2027年度～

**町田市交通安全推進協議会**

<主な実施内容>  
春及び秋の全国交通安全運動に関する取組の共有

<開催回数及び時期>  
年2回、4月または5月、8月

<委員（計19名）>  
**町田市議会議員2名**  
警視庁町田警察署 交通課  
警視庁南大沢警察署 交通課  
町田交通安全協会  
南大沢交通安全協会  
東京都南多摩東部建設事務所 管理課  
町田商工会議所  
**町田市商店会連合会**  
町田市町内会・自治会連合会  
町田市老人クラブ連合会  
町田市私立幼稚園協会  
**町田市法人立保育園協会**  
町田市公立小学校長会  
町田市公立中学校長会  
町田市立中学校PTA連合会  
神奈川中央交通株式会社 町田営業所  
**小田急バス株式会社 新百合ヶ丘営業所**  
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
三多摩支部 町田地区会  
※太字は片方の会議体のみの団体等

<委嘱期間>  
2026年4月1日～2028年3月31日（2年間）  
※2026年度末の会議体廃止により、任期が2027年3月31日まで（1年間）となる予定

**町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会**

<主な実施内容>  
町田市交通安全行動計画の策定及び進捗確認

<開催回数及び時期>  
年1回、2月（計画策定年度以外）  
※2026年度に会議は開催しない予定

<委員（計18名）>  
**学識経験者2名**  
警視庁町田警察署 交通課  
警視庁南大沢警察署 交通課  
町田交通安全協会  
南大沢交通安全協会  
東京都南多摩東部建設事務所 管理課  
町田商工会議所  
町田市町内会・自治会連合会  
町田市老人クラブ連合会  
町田市私立幼稚園協会  
町田市公立小学校長会  
町田市公立中学校長会  
**町田市内都立高等学校長会**  
町田市立中学校PTA連合会  
神奈川中央交通株式会社 町田営業所  
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
三多摩支部 町田地区会  
**一般社団法人 東京都自転車商防犯協力会 町田支部**  
※太字は片方の会議体のみの団体等

<委嘱期間>  
2025年2月1日～2027年1月31日

**（仮称）町田市交通安全委員会（案）**

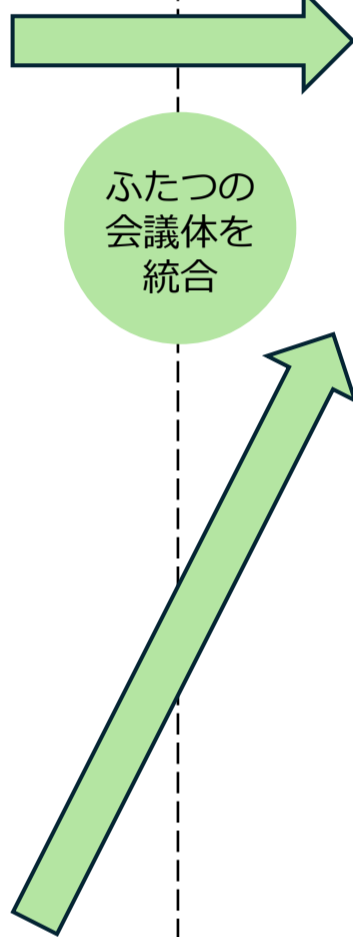
<主な実施内容>  
市の交通安全事業に関する実施計画及び進捗の確認

<開催回数及び時期>  
年1回、5月（予定）

<委員（計19名）>  
学識経験者2名  
警視庁町田警察署 交通課  
警視庁南大沢警察署 交通課  
町田交通安全協会  
南大沢交通安全協会  
東京都南多摩東部建設事務所 管理課  
町田商工会議所  
町田市町内会・自治会連合会  
町田市老人クラブ連合会  
町田市私立幼稚園協会  
町田市法人立保育園協会  
町田市公立小学校長会  
町田市公立中学校長会  
町田市内都立高等学校長会  
町田市立小中学生保護者2名  
神奈川中央交通株式会社 町田営業所  
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
三多摩支部 町田地区会

<幹事（市職員）>  
防災安全部長  
防災安全部市民生活安全課長  
道路部道路政策課長  
道路部道路管理課長  
都市づくり部交通事業推進課長  
教育委員会学校教育部学務課長

<委嘱期間>  
2027年4月1日～2029年3月31日（2年間）



推進協議会の  
実施内容、委員構成、  
開催時期等を見直し

<スケジュール>

凡例  : 現行の計画・委嘱期間  : 次期の委嘱期間 \* : 会議開催月

	2025年度												2026年度												2027年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町田市交通安全行動計画	第3次（2022～2026年度）																																			
町田市交通安全推進協議会	2024～2025年度												2026年度 （任期が1年となる予定）																							
町田市交通安全行動計画 策定及び推進委員会	2025年2月～2027年1月																																			
（仮称）町田市交通安全委員会 （懇談会）																																				
	2027～2028年度																																			
	*																																			

# 学校統合に伴う通学等に関する基本方針 (概要版)

## ◆方針策定の背景・目的

### 背景

・「町田市新たな学校づくり推進計画（2021年5月策定）」において、市立小中学校の「新たな通学区域」「学校候補地」及び「新校舎使用開始目標年度」を定め、2040年度までに小中学校の通学区域の見直しを進めています。

2025年4月には、適正規模・適正配置と教育環境の整備を着実に推進していくため、推進計画の一部修正を行っています。

・第1期5地区（本町田・鶴川東・鶴川西・南成瀬・南第一）については、2023年3月に策定した地区ごとの「新たな学校づくり基本計画」の中で「通学負担の軽減策」として路線バスの利用可否を検討し、路線バスが利用可能と結論付けています。

・第2期11地区において、路線バスが運行していない又は運行しているが直通便がないため乗り換えが必要となる地域があり、新たな通学負担の軽減策について検討することが求められています。

### 目的

本方針は、学校統合に伴う児童・生徒の通学等の負担軽減を図るため、実現性の高い軽減策の検討に関する基本的な考え方を示します。

また、2032年度までに基本計画の検討着手を予定している第2期11地区および既に基本計画を策定している第1期5地区について、本方針で整理した基本的な考え方を基に、2024年10月時点での児童・生徒分布、路線バスの運行状況から負担軽減策のシミュレーションを行い、各地区における負担軽減策を示します。

なお、第3期8地区については、推進計画において、基本計画の検討着手時期が具体的に決まった段階で検討します。

## ◆方針の基本的な考え方および検討フロー

### 方針の基本的な考え方

本方針では、2024年10月時点での児童・生徒分布を基に、以下の考え方に基づきシミュレーションを行い各地区の通学等負担軽減策を示します。

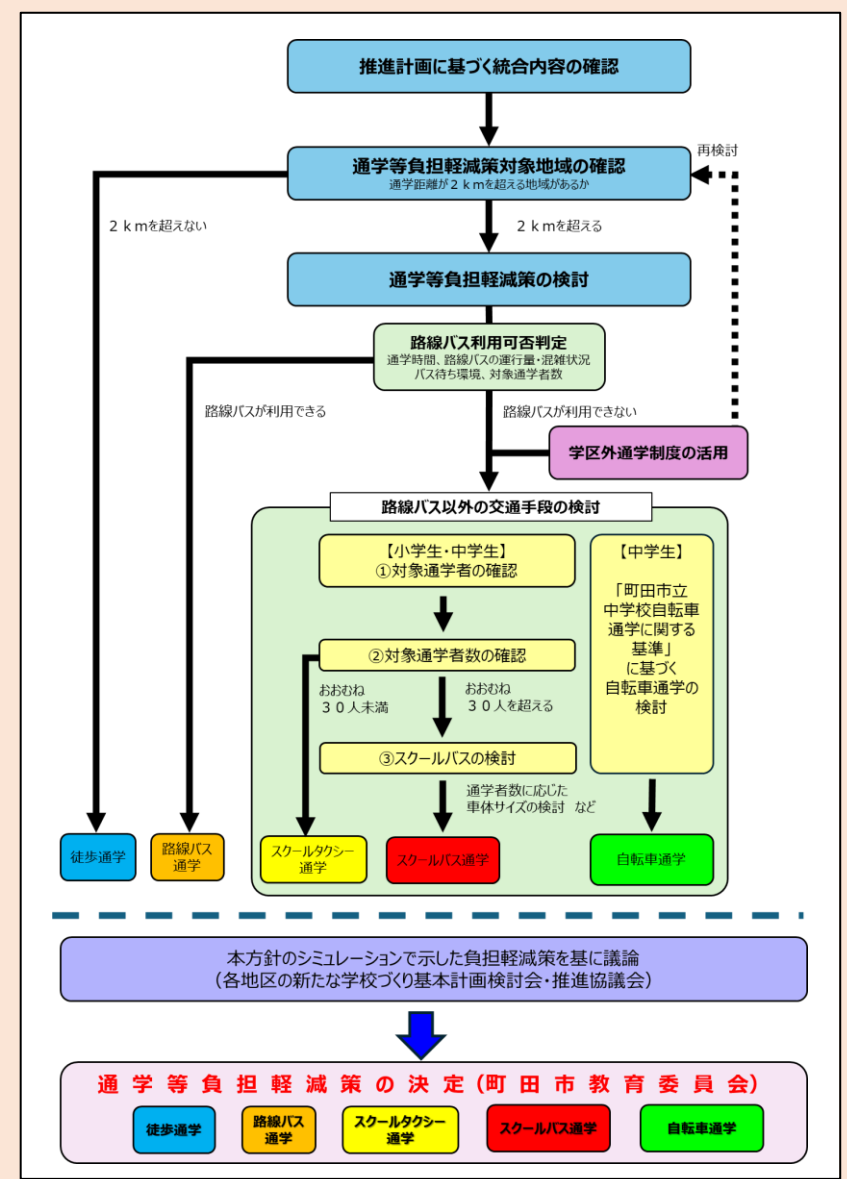
なお、実施の判断にあたっては、学校統合時の対象通学者数や路線バスの運行状況などを考慮して、**各地区の基本計画検討会および新たな学校づくり基本計画推進協議会の中で議論した上で、町田市教育委員会が決定します。**また、決定した各地区における通学等負担軽減策については、あらかじめ検証項目及び時期を設定した上で、各地区の実情等に応じて見直ししていきます。

検討の対象	・徒歩での通学距離が2kmを超える児童・生徒 ⇒通学時間がおおむね30分程度を目安として、通学等ができるように配慮する。 ①路線バスを最大限活用 路線バスの状況調査（通学時間、運行量、混雑状況、学校近くのバス待ち環境、対象通学者数）を行い、利用可否を判定し路線バスを通学等に活用 ②路線バスが利用できない場合 対象人数に応じた路線バス以外の交通手段（スクールタクシー、スクールバス）各地区における実情、安全性、利便性、経済性、柔軟性及び実現性を総合的に勘案して検討	
検討の順序	対象通学者数	路線バス以外の交通手段
	おおむね30人未満	スクールタクシー
	おおむね30人～50人	スクールバス（マイクロバス）
	おおむね50人を超える	スクールバス（大型バス）

学童保育クラブの登降所	・土曜日や長期休業日の登降所や最長19時までの開所時間を考慮 ・自家用車による保護者の送迎のための駐車スペースを校内に確保 ・小学校と同様に、路線バスが利用できない地区について、対象人数に応じた路線バス以外の交通手段（スクールタクシー、スクールバス）を検討
学区外通学制度の整備	・複数校から通学先を選択できる地域の設定や、通学距離を考慮して指定された学校より近い近隣校への通学を可能とする制度の整備など、通学負担の軽減に繋がる学区外通学制度を検討
自転車通学	・天候等による影響を受けやすく、恒常的な通学手段とすることは難しいことから、スクールバス、スクールタクシー通学と併用して、中学生が選択できる交通手段として位置づけ ・自転車通学の許可については、「町田市立中学校自転車通学に関する基準」に基づき各学校にて決定
受益者負担	・現行の事例を踏まえ通学費補助金の自己負担額と同程度の負担

### 通学等負担軽減の判定フロー

基本的な考え方を基に整理した下記の判定フローに沿って、第2期11地区および第1期5地区の通学等負担軽減策の検討対象地域の確認を行います。あわせて、2024年10月時点での児童・生徒分布、路線バスの運行状況から各地区における負担軽減策のシミュレーションを行います。



# 「町田市立中学校自転車通学に関する基準」の策定について（概要版）

## ◆自転車通学対象生徒・許可要件

### （１）対象となる生徒

自転車通学の対象となる生徒の要件を事前に明示し、対象者を限定する必要があります。よって対象となる生徒は以下のA)～D)の条件すべて、かつ（２）（３）の要件を満たす者としてします。

- A) 指定校もしくは教育委員会が定めた特認校に通学していること
- B) 自宅から学校まで徒歩での通学距離が2.0km以上あること
- C) 自宅から学校まで徒歩での通学時間が概ね30分を超える地域に居住していること
- D) 通学のために利用可能な公共交通機関（路線バス、電車）がないこと、または通学のために利用可能な公共交通機関を利用してもなお、通学時間が概ね30分を超えていること

### （２）許可要件

自転車通学の許可要件を以下のとおり定めます。また、学校ごとに通学区域の道路や交通環境が異なることから、そのほか学校が必要と認める要件がある場合はこれに加えることができます。

- (ア) 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入していること
- (イ) 自転車の防犯登録を受けていること
- (ウ) ヘルメット（警視庁推奨・安全性を示すマークの付いたヘルメット）を着用して乗車すること
- (エ) 自転車に学校から交付された「自転車通学許可シール」を貼ること
- (オ) 交通規則を厳守すること
- (カ) 歩道と車道の区別のあるところは原則車道を走行すること
- (キ) 自転車を家庭で点検整備すること

### （３）任意要件

学校の実情に合わせて任意の要件を設定することができます。例えば以下の要件を加えることも考えられます。

- (ク) 対物賠償付きの自転車損害賠償保険等に加入していること
- (ケ) 自転車に反射器材に加えて反射シールを貼り付けること
- (コ) 自転車を定期的に点検整備していることを報告すること

## ◆自転車通学許可取消

### 許可取消の考え方

- ・自転車通学の許可を受けた生徒が通学区域外に転居または転出した場合は許可を取り消します。
- ・信号無視等の法令違反や危険行為、私有地等への無断駐輪等といった不適切な自転車利用が確認できた場合、学校は生徒に対して指導警告を行い、許可停止の猶予期間を設けて生徒及び保護者に改善を促します。猶予期間内に指導警告した事由が改善されたと判断できた場合は処分を取り消します。
- ・猶予期間を過ぎても改善が見られない場合は、生徒及び保護者と面談し、改善の見込がないと判断できた場合は指導の上、自転車通学許可の停止（取消）を行います。

## ◆自転車通学時の事故対応

### 事故対応の考え方

- ・生徒は、自転車通学時に事故に遭った場合、人身事故・物損事故を問わず、その場で解決しようとせずに必ず保護者、警察、学校へ連絡します。また、事故により相手にけがをさせた場合は、安全な場所に移動させ、応急手当を行います。
- ・学校は、事故の報告を受けたら徒歩通学の場合と同様に、事故の状況を教育委員会に報告します。事故発生時の行動例を提示します。

## ◆基準策定の背景・目的

### 背景

・市教育委員会では、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画（2025年4月一部修正）」を策定し、新たな学校づくりを推進してきましたが、学校統合の検討を進めていくなかで、自宅から学校までの通学距離が2km以上あり、かつ、公共交通機関の利用が困難なことが想定される地域が生じることが明らかになりました。

・これまで市立中学校への通学は、徒歩または公共交通機関を利用することとしており、自転車通学は原則として認められていませんでしたが、新たな学校づくりの推進に伴う通学区域の見直しにより、通学距離・時間が長くなることに対する保護者や地域等からの要望を受けて、通学の負担軽減策の一つとして市立中学校に通う生徒の自転車通学の検討を行うこととしました。

### 目的

**本基準は、市立中学校で自転車通学を開始するための統一的な対象者要件や許可要件、安全確保に向けた取組やルール作り等に関する基準・考え方を示します。**

## ◆自転車通学開始に向けた安全対策・安全指導

### 道路の安全対策の考え方

- ・学校は、生徒にどのように自転車で通学してもらうか、事前に通行推奨ルートを設定する必要があります。また、保護者や地域からの情報を参考にして、必要に応じてルート上で安全対策が必要な箇所を選定します。
- ・教育委員会は、選定された箇所について、自転車通学の開始までに関係部署・機関と連携し、安全対策を検討、実施します。検討した結果、安全対策が難しい場合、学校は、該当箇所を非推奨ルートとして設定し、生徒へ注意喚起を行います。
- ・自転車通学の開始後は、小学校を対象とした既存の通学路安全点検のスキームを活用し、中学校の自転車通学の影響を加味した点検も行い、通行推奨ルートで新たに安全対策が必要な場合は、学校や関係機関・部署と連携して対策の検討・実施に取り組みます。また、学校のルールについても開始後の状況変化に応じて、必要な見直しを行います。

### 生徒への安全指導の考え方

- ・自転車での事故を防ぐためには、生徒に自転車の基本的な交通ルールを認知させていく必要があります。
- ・生徒に自転車の基本的な交通ルール等を認知させる仕組みとして、学校が実施する自転車の安全利用に関する指導として以下のような一例を基準内で示しています。

- (例)
- ・学校が毎月実施する安全指導の時間を活用し、自転車通学の生徒か否かを問わず自転車の安全利用の内容を含む交通安全に関する指導を年に1回以上実施
  - ・生徒に配布しているクロームブックを利用して、「輪トレ」等自転車安全学習アプリやその他交通安全教育教材を活用した安全教育の実施
  - ・スクエアード・ストレイト方式による自転車教室や警察等外部専門家の協力による交通安全教室の実施